

重度の障害のある方へ

# 特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

## ▼特別障害者手当

### ●対象

身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

- ① 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- ② 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある
- ③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

## ▼障害児福祉手当

### ●対象

身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障害児

で、次のいずれかに該当する子ども

- ① 重度の障害が一つ以上ある
- ② 知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

## ▼特別児童扶養手当

### ●対象

身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- ◆ 1級に該当する子ども
  - ① 身体障害者手帳1・2級または3級の一部（※2）
  - ② 療育手帳の障害の程度がA
- ◆ 2級に該当する子ども
  - ① 身体障害者手帳3級または4級の一部（※3）
  - ② 療育手帳の障害の程度がB

※1：身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）

がおおむね20以下、重度の精神障害  
※2：下肢障害において、両足首から欠くもの  
※3：下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

手当	支給額（月額）	
	H26年3月まで	H26年4月以降
特別障害者手当	26,080円	26,000円
障害児福祉手当	14,180円	14,140円
特別児童扶養手当	1級 50,050円	1級 49,900円
	2級 33,330円	2級 33,230円

## ▼手当には支給制限があります

- ・本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- ・社会福祉施設に入所しているとき
- ・3か月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります。

手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

### ■問い合わせ

福祉課

☎ 0820(77) 5505